

上智大学法科大学院
(法学研究科法曹養成専攻)

履 修 要 綱

2026 年度

I. 基本事項

1. 基本事項

※履修要覧 [ガイド・資料編] も併せて確認すること。

法科大学院関連の事務・施設関係一覧

*外線からかける場合は 03-3238-×××× (内線番号) としてください。

法科大学院 関連	法科大学院事務室	2号館 12F	内線 3259 法科大学院にかかわる事務全般 (各種授業期間中事務、TKC、L-BOX、担任制度、チューター・特別講義等お知らせ、エクスターンシップ、ロッカー鍵・自習室カード、司法試験に関わる事項、就職、上智法曹会、修了生窓口 等)
	法科大学院図書室	2号館 2F	内線 4326 開室日：上智大学図書館 HP 参照 授業・試験期間 (平日) 9:00~22:00 (土日祝日) 9:00~20:00 授業・試験期間外 (平日) 10:00~20:00 (土日祝日) 10:00~18:00
	法科大学院自習室	2号館 2F	(平日、土日祝日) 7:00~23:00 開室日：年末年始 (12月31日~1月3日) 他 2号館閉館日を除く全ての日
	法科大学院研修室 (修了生研修生用)	2号館 2F	(平日、土日祝日) 7:00~23:00 開室日：年末年始 (12月31日~1月3日) 他 2号館閉館日を除く全ての日

2号館 2F 施設

法科大学院の施設は 2号館に集中しています。

- * 2号館 (法科大学院施設のある建物) は 7時以前に入館することはできません。
- * 22時以降は南側入り口は施錠され、1F 東側入り口 (サブエントランス) しか出入りができません。
- * 夜間時間帯等、2号館への入館にあたり学生証の提示による本人確認を行う場合がありますので、学生証を常に携帯してください。

<教室>

- ・ 模擬法廷室 (2-203、203a)
模擬法廷として使用するほか、模擬法廷の設備を収納して大教室として利用したり、間仕切りをして二つの教室として利用することもできます。
- ・ 演習室 (2-210)
必修科目等で利用する階段教室です。
- ・ 演習室 (2-205、2-201d (表記 201))
比較的少人数のクラスや演習等で利用する教室です。

<法科大学院図書室>

- ・ 法科大学院図書室 (2-211)
利用時間・ルールに関しては入学時に配布する、法科大学院図書室利用案内を参照してください。

<学生生活施設>

- ・ 法科大学院自習室 (2-201a)
開室日：年末年始 (12月31日から1月3日)、入試期間、2号館を閉館する日、大学が入構制限を実施する日
開室時間：7時から23時

① 入室

法科大学院自習室は、セキュリティ確保のため、入口で入室用カードを機械に通さないと入室できません。入退室の状況は防災センターで管理しています。入室用カードを入学時に各法科大学院生に1枚交付するので、各自責任をもって管理し、自習室への入室時に利用してください。なお、以下の点に注意してください。

- * 入室用カードの他人への貸与は厳禁です。
- * 紛失時には直ちに法科大学院事務室に届け出ること。無効とした上、新しいカードを再発行します。
- * 入室用カードを忘れた場合には、法科大学院事務室 (平日 10時から16時) において、学生証と引き換えに臨時カードを借りてください。臨時カードは、法科大学院事務室から借りた場合には遅くとも翌日の正午まで (翌日が休日の場合には次の平日) に返却してください。

② 座席

自習室の座席は144席あり、このうち、8席には薄型のパソコンを設置しています。

- * 指定制ですので、変更の際は必ず事務室まで連絡してください。
- * 照明の不具合に気付いた場合には、パワーステーション (内線 3120) に連絡してください。

③ 個人ロッカー

各人 1 個のロッカーが割り当てられます(場所は法科大学院で指定します)。ロッカーの鍵は各自が責任をもって管理してください。防災上、ロッカーの上に荷物を置くことは厳禁です。ロッカーの鍵を紛失した場合には、直ちに法科大学院事務室に届け出てください。所定の手数料を徴収のうえ再発行します。

有料ロッカー2 個目を申請することは可能です。ご希望の際は法科大学院事務室まで申請ください。

* 貴重品等の管理

学内での盗難や紛失については、ロッカー内に格納していた場合を含め、大学は責任を負いません。貴重品については各人が責任をもって管理してください。大学内での落し物は環境整備グループ(2号館1F)に届けられます。

④ 自習室備え付け図書

学習の便宜のために自習室内に一定の図書を備え付けています。これらの図書については、法科大学院生の自治により管理してください。図書の紛失等がある場合には運用を中止する場合があります。

⑤ 自習室内のパソコン及びプリンタの利用について

【利用時間について】

自習室内のパソコンは自動的に23時にシャットダウンします。データの保存に注意してください。

【持ち込み端末について】

自習室・ラウンジでは Sophia Wi-fi の接続が可能です。設定マニュアルは情報システム室に置いてあります。利用の際には入学時にお渡しした情報システム室のソフィア ICT アカウントが必要となります。各自の持ち込み端末から自習室のプリンタへの出力も利用可能です。

【印刷ポイントについて】

学生用オンデマンドプリンタで印刷する事が出来ますが、印刷はポイント制になっています。法科大学院生は各学期 3000 ポイントまでは無料で印刷ができます。モノクロでの印刷の場合、用紙1ページ(片面)あたり1ポイントがカウントされます。カラー印刷は用紙1ページ(片面)あたり8ポイントがカウントされます。

【プリンタ利用上の注意】

プリンタへの用紙の補充はソフィアキャンパスサポートが行います。自習室内においてあるコピー用紙等は自習室内のプリンタに利用するためのものです。他の目的に利用しないでください。

【わからないことがあったら】

情報システム室 WEB ページ利用ガイド <https://ccweb.cc.sophia.ac.jp> を参照してください。

それでも解決しない場合は、事務・施設関係一覧の問い合わせ窓口をご利用ください。(履修要覧[ガイド・資料編] 研究所・センター等および事務関係一覧 参照)

なお E-mail による通常の問い合わせ・質問は ict-support@sophia.ac.jp にて受け付けています。

・ラウンジ (2-209)

グループ学習や休憩に使用してください。ラウンジは 2 号館ホールに接していますので、大きな声で話さないようにし、節度を持って利用してください。

・グループ学習室 (6号館1階 6-106)

自主ゼミ等の目的に利用できます。利用に際しては、法科大学院自習室内のホワイトボードの横にある利用予約表に記載して利用してください。特定のグループが占有したりしないよう、譲り合って利用してください。また、学習以外の目的でグループ学習室を占拠することのないようにしてください。

* グループ学習室が先約等でふさがっている場合、大学・法科大学院の教育研究、行事等と重ならない範囲で、2F の教室をグループ学習のために利用することができます。利用を希望する場合には、法科大学院事務室に備え付けの利用表に記載してください。なお、利用表に記載した場合であっても、後から、大学・法科大学院の教育研究、行事等により、利用が認められなくなる場合があります。

・学生生活施設の利用に関し、自治会の定める規程・ルールや、法科大学院の指示に従わない場合には、施設の利用を不許可にし、学則上の処分の対象となる場合があります。

・荷物の保管期間について

修了または退学後 12 カ月を超えて、自習室やロッカー等に私物を放置している場合は、理由の如何に関わらず撤去・処分します。

ID ストラップの着用

2号館2Fは一部を除き法科大学院の専用フロアですが、法科大学院生以外でも出入りは可能な状況です。法科大学院生は、入学時に配布する ID ケース付ストラップ(紫色)のケースに、法科大学院自習室入室用カードを入れて、常時着用してください。なお、自習室入室用カードは磁気の強いものと一緒にはしないでください。ストラップ、入室カードを紛失した場合には、直ちに法科大学院事務室に届け出てください。他者の利用を防ぐため、即時無効にし、再発行します。

法科大学院で利用する各種 ID について

■ソフィア ICT アカウント通知書

法科大学院自習室、図書室、その他大学の PC 教室に設置してある PC にログイン、無線 LAN、総合認証システム（メール、Loyola、My Sophia、Moodle 等）を利用するにあたり必要です。ID・パスワード忘れ等のお問合せは 2号館 3F 情報システム室まで。

上智大学 情報システム室 WEB ページ>利用ガイド
<https://ccweb.cc.sophia.ac.jp/>

■教学システム「Loyola」

Web による教学支援システム「Loyola（ロヨラ）」は、履修登録や成績・単位修得状況の確認などを行うシステムです。ID・パスワード等はソフィア ICT アカウント（総合認証システム）を使用します。

「Loyola（ロヨラ）」では以下のようなことが可能です。

- ・Web 上での履修登録や履修中止の申請（一部例外もあり）
- ・現在の履修登録状況や過去の成績、単位修得情報等の確認

利用方法、操作手順等をはじめとする詳細については、Loyola の「HOME」にあります、「Loyola Handbook（学生）」を参照してください。

上智大学 HP トップページ>在学生・教職員の方>上智大学ウェブピロティ>教学支援システム「Loyola」
<https://scs.cl.sophia.ac.jp/campusweb/campusportal.do>

■学生ポータル「My Sophia」

2025 年度から運用を開始した学生向けのスマートフォンアプリおよびポータルサイトです。ID・パスワードはソフィア ICT アカウント（総合認証システム）を使用します。

大学からの各種お知らせを掲載するほか、Loyola と連携して履修している授業の時間割、休講・補講・教室変更情報などを確認できます。（TKC とは連携していません）

また各種の申請やアンケートへの回答等を行うことができます。

■「TKC 法科大学院教育研究支援システム」

株式会社 TKC が提供する、法科大学院教育研究支援システムです。Loyola 上で各自の履修登録が確定した後に、TKC 教育研究支援システム上でも履修登録データが反映され、各授業内での伝達事項やレジュメや教材の配布を行っています。基本判例データベース検索、一部出版社/新聞社のデータベース検索の利用も可能です。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 12F 法科大学院事務室まで。

なお、「お知らせ一覧」では、法科大学院から様々なお知らせや呼び出しを行っていますので、毎日確認してください。

上智大学法科大学院 HP トップページから「TKC(在校生)」のタブをクリック

■L-BOX(Sophia Law Box)

上智大学法科大学院が提供する、在校生や修了生の相互利用が可能な WEB 上のグループサイトです。法科大学院からのお知らせのほか、自主的な勉強会など、在校生同士でグループをつくり、メンバー間で資料共有・情報交換を行うことができます。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 12F 法科大学院事務室まで。

上智大学法科大学院 HP トップページから「L-Box」のタブをクリック

■『判例秘書』アカデミック版 LLI 統合型法律情報システム Intra 版

株式会社エル・アイ・シーが提供する、判例・法令検索、法律雑誌・文献検索などが可能な統合型法律情報システムです。ID・パスワード等のお問い合わせは 2号館 2F 法科大学院図書室まで。

大学から学生への掲示・連絡

大学から学生へのお知らせは、「My Sophia」の掲示板、「TKC 法科大学院教育研究支援システムお知らせ」などをもって行われます。授業に関する情報（休講、補講、教室、臨時の教室変更、試験やレポートの告知など）や、緊急を要する重要な掲示等もこれらの掲示で行います。大学が発信する最新の情報を得るためにも、毎日必ず My Sophia 掲示板、TKC お知らせを見るように習慣づけてください。紙による掲示を併用する場合がありますので、2号館 1F の各センターの掲示板および 2号館 2F の法科大学院掲示板も確認してください。掲示を見なかったために、後になって支障をきたし不利益を招くことのないように、十分注意してください。個人への連絡は、「My Sophia」の呼び出し掲示のほか、入学式で配布した eagle mail にて行われることがあります。よく使用するメールアドレスへの転送設定等をし、必ず確認するようにしてください。

各種相談

■法科大学院の就職支援体制

法科大学院生・修了生の進路を取り巻く環境の変化に対応するために、キャリアセンターと連携し、法科大学院主催においても各種就職セミナーを開催しています（法律事務所、企業法務への就職活動等）。TKC 法科大学院教育支援システム上で随時お知らせしていますのでご参照ください。また、法科大学院事務室窓口にて、求人票の閲覧が可能です。OB/OGデータの閲覧はご相談ください。進路決定後（就職せず含む）は法科大学院事務室に届け出てください。

■チューター制度

上智大学法科大学院を修了した弁護士が、学習の支援を行うチューター制度があります。上智法曹会による学習支援等について、TKC 法科大学院教育支援システムの「お知らせ一覧」等で随時お知らせしていますのでご参照ください。

■担任補佐制度

担任補佐は、専任教員が担当する担任を補佐するものであり、担任には聞きづらいことや、学修方法、学修のペースなどを修了生弁護士に相談する制度です。

2. 法科大学院修了者の司法試験研修生制度について

法科大学院を修了してから司法試験受験までの間、法科大学院では四谷キャンパスに専用の学習スペースを利用可能とする法科大学院研修制度（有料）を設けています。

内 容

- ① 研修生証（IDカード）の交付
 - ② 研修生用自習室の利用
 - ・自習室の利用時間：（四谷研修室）7：00～23：00
 - ・開室日：年末年始12月31日～1月3日および、大学が定める数日を除くすべての日
 - ・個人用ロッカーの貸与
四谷キャンパス中央図書館（貸出は、別途館友会員の申請が必要）および法科大学院図書室（但し、貸出し及び勉強スペースの長時間の占有は不可）、法科大学院ラウンジの利用
- 注. 講義の聴講は不可
通学定期券の購入不可
スペースが限られているので、多量の荷物の持込みはしないこと

募 集

- | | | |
|---------|---------------|----------------|
| ① 3月募集 | 4ヶ月間コース（受験まで） | 4月1日から 7月31日 |
| | 8ヶ月間コース（発表まで） | 4月1日から 11月30日 |
| ② 7月募集 | 4ヶ月間コース（発表まで） | 8月1日から 11月30日 |
| ③ 11月募集 | 4ヶ月間コース | 12月1日から翌年3月31日 |

費 用

登録料： 免除

研修費： 1ヶ月当たり7,000円（税抜）。ただし、直近の司法試験において短答試験を合格した者は、減免制度有り。
4ヶ月間28,000円、8ヶ月間56,000円（税抜）
研修期間前の所定の期日までに、一括納入すること。

募集条件

原則として、法科大学院修了から最長14か月間（更新を希望する場合には、審査（面談等）を経て改めて可否を決定する）

- ① 成績要件について以下の通り満たしている。
 - ・原則として修了時の累積GPAが2.0以上
- ② 司法試験合格に向けしっかりしたビジョンをもっていること
- ③ 研修室の利用に際して、校内、自習室内の学習環境を悪化させる恐れのないこと。
- ④ 研修室の利用に際して、他学部・他研究科の入試の執行など、大学構内の業務執行を阻害しないこと。
- ⑤ 在学中に、自習室の利用にあたって他の利用者の利用を阻害するなど、学習環境を悪化させる行為のなかったこと。
- ⑥ 研究室の利用に当たって、在学生の模範となるように行動し、在学生との間でトラブル等を起こさないこと。

申込要領

募集の詳細は、別途TKC等の掲示でお知らせします。

- ① 研修を希望する者は、仮申込を行います。
- ② 受入れの可否は、面接の上、法科大学院長が決定します。
- ③ 申込を許可された者は、研修費を学事センター証紙販売機で購入し、法科大学院事務室備付けの申込書に写真一枚（縦3×横3cm）を添えて、指定の期日までに法科大学院事務室に提出します。研修費納入後、法科大学院事務室で研修生証を発行し、ロッカーキーを配付します。
- ④ 希望者が多数の場合には、前記の応募要件を考慮の上、法科大学院長が受入れる者を選考します。

その他

「TKC 法科大学院修了生サポートシステム（基本サービス）」を無償で利用できます。司法試験研究性制度の利用有無は問いません。希望者は法科大学院事務室から随時募集案内がありますので、お申込みください。

Ⅱ. カリキュラムについて

1. 教育研究上の目的及び人材養成の目的

教育研究上の目的及び人材養成の目的

将来法曹（裁判官・検察官・弁護士）の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。

2. 2つのポリシー

2024年4月1日付改正

ディプロマ・ポリシー

教育目標

○上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、「他者のために、他者とともに」という上智大学の教育精神に則り、さまざまな社会の課題に法の専門家として取り組む意欲をもった、高度な専門知識と実務能力、及び世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を兼ね備えた法曹を養成するための教育を目指します。

上記の教育目標を達成するために、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定めます。

○以下の要件を充足していること

- (1)各学年において、所定の科目の単位を含む所定の単位数を修得し、所定の成績基準を満たすとともに、各学年（最終学年を除く）の進級試験に合格していること
- (2)本専攻に所定の年限在籍し、所定の科目群から定められた科目を含む所定の単位数を修得したうえで前項の成績基準を満たしていること

○以下の知識、技能及び態度を身につけていること

- (1)裁判官、検察官、弁護士をはじめとする法律家として社会で幅広く活躍できる専門的知識、思考力および技能を身につけていること
- (2)高い倫理感と、専門家としての強い責任感を備えていること
- (3)専門的知識に加え、幅広い知的的好奇心とそれを生かすコミュニケーション能力を備え、高い実務対応能力を有する法律家として活躍する力を身につけていること
- (4)先端的な法律問題についての知見を有し、問題解決に繋がる応用力を有すること
- (5)キリスト教ヒューマニズムを基盤として、人類普遍の価値である、人権の尊重、国際的協調、環境問題解決への関心を持ち、これら課題について理解し、問題解決についての専門的な知識を有し、議論をする力を身につけるとともに、物事の本質を見極めることができる智を備えること

カリキュラム・ポリシー

本専攻では、教育目標を実現し、学生が修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示された知識、技能及び態度を身につけるために、以下のとおり教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めます。

○教育課程編成の考え方

・以下の5つの柱に即してカリキュラムを構築します

- (1)法律基本科目については、基礎、応用、演習の3つのステップで段階的な履修を可能とするカリキュラムを設定するとともに、段階に応じて法的な問題を解決する能力を涵養する科目を配置します。
- ①1年次においては、法律基本科目の基礎科目を配置して、7科目の基本的知識の修得を図ります。また、法学の学修経験を有しない学生がいることに鑑みて、法学の学習および法的文書の作成に関する導入的な授業科目を置きます。
- ②2年次においては、法律基本科目の応用科目を配置し、基本的知識を前提として、法的な紛争、論点について、法の解釈と法的紛争における事実関係の理解の能力の涵養を図ります。また、長文の事例問題等を用いつつ、各科目についてより深い理解と法的紛争解決に向けた力をつけることを目的とする演習科目を配置します。既修者は2年次において行政法基礎を履修します。
- ③3年次においては、公法、民事法、刑事法の各分野の総仕上げとして総合科目を配置します。また、引き続き文書作成力の向上を図る演習科目を置きます。

- (2)理論と実務の架橋を目指し、多様な実務家との協働のもとで、理論教育で得た知識を実践に活かす能力が段階的に涵養されるよう、実務科目を設置します。未修者には、法的な文書作成の基本を学ぶ科目を導入教育として配置します。
- (3)法曹としての強い責任感と高い倫理観が備わるよう、法曹倫理を必修科目とします。
- (4)法の理念、法が社会で果たす役割についての理解を深める科目を設けます。
- (5)先端的な法領域を含む、多様な法分野についての科目を選択科目として設けます。なかでも本学の建学の理念、教育精神に立脚した国際的法分野、環境法分野に関する先端的な科目を充実させます。

○学修内容及び学修方法

- ・上記の考え方に沿って、具体的な学修過程の設定、学修方法の選択を行うにあたっては、以下の方針に則って行います。
- (1)学修の進行は、理論的な性格の強い科目から実務的な性格の強い科目に移行するように設定します。理論的な科目については、大きな流れとして法律基本科目からスタートし、隣接科目、展開・先端科目へと比重が移るように科目を配置します。
- (2)理論科目については、「基礎」、「応用」、「演習」を重層的に配置するとともに、基礎、応用段階においても、事例を用いた法的問題を解決する能力を養う科目を設置します。
- (3)実務科目についても、基礎的な科目から実践的な科目に比重が移行するように科目を設定します。
- (4)学修方法は科目の特性により、講義、演習、実習などのさまざまな形式をとりますが、少人数で双方向・多方向性な討議を重視します。ただし、法律基本科目のうち「基礎」となる学修においては、基本的な知識を蓄積することに主眼を置きつつ、一定の双方向性を確保することを基本とします。

○学修成果の評価方法

- ・各科目の単位認定は、各科目が設定した到達目標に到達し、次のステップに進めるかどうかを絶対基準で評価し合否を決定します。法律基本科目の基礎科目については各分野の基礎的な知識を獲得していること、応用科目については各分野における議論を理解し、事例として示された紛争に法規定、理論を適切に適用できることが求められます。法律基本科目の演習科目については、上記に加えて、論述問題を読み解き適切な解答文書を作成できるようになることが求められます。具体的な到達目標についてはシラバスに記載されます。他の科目群についても、それぞれの科目が設定し、シラバスに記載された到達目標に到達しているか否かが基準となります。
- ・到達目標に到達したと認められる学生については、本専攻の定める成績評価基準に従って相対的に評価します。
- ・成績評価方法は、法律基本科目の基礎科目、応用科目では、原則として論述式または記述式の筆記試験を主とします。法律基本科目のうち演習科目、総合科目については、課題や議論への参加を中心に成績評価を行うことがあります。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、実習を伴わない実務基礎科目については、各科目の特性に応じて、シラバスの記載に基づき筆記試験、レポート、授業参加等の方法で評価します。
- ・実習を要する科目など、一部の科目については上記と異なる評価方法をとることがあります。この場合も、設定された到達目標に到達したかどうかを絶対基準で評価して合否を決定することには変わりありません。

3. 修了要件・進級要件、履修上の注意

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）および標準配当表

標準（3年制）コース

(1) 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

【2021年度以降入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

- ① 在学年数3年以上
- ② 修了要件単位数

必修	67 単位
選択必修	28 単位
(総合科目)	4 単位
(法律基本科目)	2 単位
(法律実務基礎科目)	6 単位
(基礎法学・隣接科目)	4 単位
(展開・先端科目)	12 単位
選択	5 単位
合計	100 単位

- ③ GPA 要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない
- ④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

【2020年度入学】

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

- ① 在学年数3年以上
- ② 修了要件単位数

必修	72 単位
選択必修	24 単位
(法律基本科目)	2 単位
(法律実務基礎科目)	6 単位
(基礎法学・隣接科目)	4 単位
(展開・先端科目)	12 単位
選択	5 単位
合計	101 単位

- ③ GPA 要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない
- ④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

(2) 標準配当表

【2022年度以降入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	
100 単位	必修 (67 単位)	法律基本科目 60 単位	憲法基礎 4 行政法基礎* 2 民法基礎 I 4 民法基礎 II 3 民法基礎 III 2 民法基礎 IV 1 刑法基礎 4 商法基礎 4 民事訴訟法基礎 4 刑事訴訟法基礎 I 2 刑事訴訟法基礎 II 2	憲法 2 民法 A 2 民法 B 2 民法 C 2 刑法 2 行政法* 2 商法 A* 2 商法 B* 1 民事訴訟法 A* 2 民事訴訟法 B* 1 刑事訴訟法 A* 2 刑事訴訟法 B* 1 法学実務演習 I* 1 法学実務演習 II* 1	計 35	計 23	法学実務演習 III* 1 法学実務演習 IV* 1	計 2
		法律実務基礎科目 7 単位	法律文書作成の基礎 1	法曹倫理 2 訴訟実務基礎(民事) 2 訴訟実務基礎(刑事)* 2				
100 単位	選択必修 (28 単位)	総合科目 4 単位				公法総合 I*または同 II から 1 単位 民事法総合 I*または同 II から 2 単位 刑事法総合 I*または同 II から 1 単位	計 4 単位	
		法律基本科目 2 単位						
		法律実務基礎科目 6 単位				I 群(模擬裁判(民事)または同(刑事))から 2 単位、及び、I 群のうち選択しなかった科目及び II 群から 4 単位。		
		基礎法学・隣接科目 4 単位						
	展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上						
	選択 (5 単位)							
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択科目から 5 単位。 ・ 選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目 6 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5 単位)に算入される。 ・ 総合科目・法律基本科目の選択必修科目について選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち 3 単位を上限として修了に必要な単位(5 単位)に算入することができる。 ・ 他大学法務研究科(早稲田、日本)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5 単位)に算入される。 						

- * 「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。
- * 「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」は、2年次または3年次に履修することができる。ただし、総合科目の前提科目につき、注意すること(P.法科 19~)。
- * 「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。
- * 「公法総合 I」「民事法総合 I」「刑事法総合 I」は履修要件に注意すること。
- * 「法学実務演習 I・II」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象とした A クラスと、それ以外の入学者の B クラスに分ける。
- * 「法学実務演習 III・IV」については、習熟度に応じ、A・B のクラス分けを行う。

【2021年度入学】

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	
100 単位	必修 (67 単位)	法律基本科目 60 単位	憲法基礎 4 行政法基礎* 2 民法基礎 I 4 民法基礎 II 3 民法基礎 III 2 民法基礎 IV 1 刑法基礎 4 商法基礎 4 民事訴訟法基礎 4 刑事訴訟法基礎 I 2 刑事訴訟法基礎 II 2	憲法 2 民法 A 2 民法 B 2 民法 C 2 刑法 2 行政法* 2 商法 A* 2 商法 B* 1 民事訴訟法 A* 2 民事訴訟法 B* 1 刑事訴訟法 A* 2 刑事訴訟法 B* 1 法学実務演習 I* 1 法学実務演習 II* 1	計 35	計 23	法学実務演習 III* 1 法学実務演習 IV* 1	計 2
		法律実務基礎科目 7 単位	法律文書作成の基礎 1	法曹倫理 2 訴訟実務基礎(民事) 2 訴訟実務基礎(刑事)* 2				
100 単位	選択 必修 (28 単位)	総合科目 4 単位				公法総合 I*または同 II から 1 単位 民事法総合 I*または同 II から 2 単位 刑事法総合 I*または同 II から 1 単位	計 4 単位	
		法律基本科目 2 単位						
		法律実務基礎科目 6 単位				I 群(模擬裁判(民事)または同(刑事))から 2 単位、及び、I 群のうち選択しなかった科目及び II 群から 4 単位。		
		基礎法学・隣接科目 4 単位						
		展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から 1 単位以上					
	選択 (5 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択科目から 5 単位。 ・ 選択必修科目で必要とされる単位数（法律実務基礎科目 6 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位）を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位（5 単位）に算入される。 ・ 総合科目・法律基本科目の選択必修科目について選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち 3 単位を上限として修了に必要な単位（5 単位）に算入することができる。 ・ 他大学法務研究科（早稲田、法政、日本）との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目（5 単位）に算入される。 						

- * 「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。
 - * 「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」は、2年次または3年次に履修することができる。ただし、総合科目の前提科目につき、注意すること（P. 法科 19～）。
 - * 「訴訟実務基礎（刑事）」は2年次または3年次に履修することができる。
 - * 「公法総合 I」「民事法総合 I」「刑事法総合 I」は履修要件に注意すること。
 - * 「法学実務演習 I・II」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象とした A クラスと、それ以外の入学者の B クラスに分ける。
 - * 「法学実務演習 III・IV」については、習熟度に応じ、A・B のクラス分けを行う。
- ※カリキュラムの改変により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P. 法科 21 「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

【2020年度入学】

標準（3年制）コース
「2020年度入学」

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	
101 単位	必修 (72 単位)	法律基本科目 65 単位	憲法基礎 4 行政法基礎* 2 民法基礎Ⅰ 4 民法基礎Ⅱ 3 民法基礎Ⅲ 2 民法基礎Ⅳ 1 商法基礎 4 民事訴訟法基礎 4 刑法基礎 4 刑事訴訟法基礎 2 法学実務基礎Ⅰ 2 法学実務基礎Ⅱ 1	憲法 2 行政法 2 民法Ⅰ 4 民法Ⅱ 4 商法Ⅰ 2 商法Ⅱ 2 民事訴訟法Ⅰ 2 民事訴訟法Ⅱ 2 刑法 2 刑事訴訟法 4	計 33	公法(総合) 2 民事法(総合) 2 刑事法(総合) 2	計 26	計 6
	法律実務基礎科目 7 単位	法律文書作成の基礎 1	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事) 2	計 2	訴訟実務基礎(刑事)* 2	計 2		
	選択必修 (24 単位)	法律基本科目 2 単位				I群(模擬裁判(民事)または同(刑事))から2単位、及び、I群のうち選択しなかった科目およびII群から4単位。		
		法律実務基礎科目 6 単位						
		基礎法学・隣接科目 4 単位						
		展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から1単位以上					
	選択 (5 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・選択科目から5単位。 ・選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5単位)に算入される。 ・法律基本科目の選択必修科目について、選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち3単位を上限として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。 ・他大学法務研究科(早稲田、法政、日本、立教)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5単位)に算入される。 						

*「行政法基礎」は、1年次または2年次に履修することができる。ただし、「行政法」の前提科目であることに注意すること。

※カリキュラムの変更により、一部の必修科目が廃止となった。旧科目を未履修の者は、指定された読み替え科目を履修し、必要単位を満たすこと。P.法科21「④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について」参照。

*「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。

短縮（2年制）コース

(1) 修了要件（上智大学大学院学則第 21 条の 3）

下記、①、②、③、④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数 2 年以上

② 修了要件単位数

必修	33 単位
選択必修	26 単位
（総合科目	4 単位）
（法律実務基礎科目	6 単位）
（基礎法学・隣接科目	4 単位）
（展開・先端科目	12 単位）
選択	5 単位
合計	64 単位

③ GPA 要件 各年次（第 2 学年～第 3 学年）の GPA が 1.8 を下回らない

④ 法律基本科目以外の単位を、31 単位以上修得している

(2) 標準配当表

64 単位		2年次		3年次	
			単位		単位
必修 (33 単位)	法律基本科目 27 単位	憲法	2	法学実務演習Ⅲ* 法学実務演習Ⅳ*	1 1 計2
		行政法基礎	2		
行政法*	2				
民法A	2				
民法B	2				
民法C	2				
商法A*	2				
商法B*	1				
民事訴訟法A*	2				
民事訴訟法B*	1				
刑法	2				
刑事訴訟法A*	2				
刑事訴訟法B*	1				
法学実務演習Ⅰ*	1				
法学実務演習Ⅱ*	1				
	計25				
	法律実務基礎科目 6 単位	法曹倫理	2		
		訴訟実務基礎(民事)	2		
		訴訟実務基礎(刑事)*	2		
選択必修 (26 単位)	総合科目 4 単位			公法総合Ⅰ*または同Ⅱから1単位 民事法総合Ⅰ*または同Ⅱから2単位 刑事法総合Ⅰ*または同Ⅱから1単位 計4 単位	
	法律実務基礎科目 6 単位			I群(模擬裁判(民事)または同(刑事)) から2単位、及び、I群のうち選択しな かった科目およびⅡ群から4単位。	
	基礎法学・隣接科目 4 単位				
	展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から1単位以上			
選択 (5 単位)		<ul style="list-style-type: none"> ・選択科目から5単位。 ・選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5単位)に算入される。 ・総合科目・法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち2単位を上限として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。 ・他大学法務研究科(早稲田、日本)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5単位)に算入される。 			

*「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」は2年次または3年次に履修することができる。ただし、①総合科目の前提科目につき、注意すること(P.法科19～参照)、また、②法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は在学中受験の単位修得要件を満たす必要があるとともに、司法試験に必要な識学を得るために、2年次に「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」を含む法律基本科目(応用科目)を全て履修することが望ましい。

*「公法総合Ⅰ」「民事法総合Ⅰ」「刑事法総合Ⅰ」は履修要件に注意すること。

*「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。ただし、法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は2年次に履修することが望ましい。

*「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象としたAクラスと、それ以外の入学者のBクラスに分ける。

*「法学実務演習Ⅲ・Ⅳ」については、習熟度に応じ、A・Bのクラス分けを行う。

※法曹コース特別選抜枠および準ずる者とそれ以外の者で配当年次に違いはない。ただし上記の注意事項および司法試験の在学中受験に必要な履修科目等に留意すること。

※法曹コース生等の定義についてはP.法科23「6.特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者(法曹コース生等)」を、司法試験の在学中受験資格についてはP.法科19「4履修上の注意⑦司法試験の在学中受験に必要な履修科目等」を参照。

2. 進級要件

【短縮（2年制）コース入学者/特別選抜枠（法曹コース出身者）】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
短縮（2年制） コース	<p>〔単位要件〕 「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」「行政法基礎」を含む24単位を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<p>・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 (例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。) *進級できなかった場合の履修については、P.法科23「5.留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。 *共通到達度確認試験は全国における自身の相対的な到達度を確認する試験です。 受験料として1万円（税込）が必要です。法科大学院教務委員会からの案内に従って手続きを行ってください。（10月TKCで案内）</p>

【2021年度以降標準（3年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
標準（3年制） コース	<p>〔単位要件〕 1年次は「憲法基礎」「民法基礎Ⅰ～Ⅳ」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ」を含む当該年次の必修科目26単位を修得していること。 2年次は「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」を含む24単位及び「行政法基礎」を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1年次から2年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。 2年次から3年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<p>・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 (例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。) *進級できなかった場合の履修については、P.法科23「5.留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。 *共通到達度確認試験は全国における自身の相対的な到達度を確認する試験です。 受験料として1万円（税込）が必要です。法科大学院教務委員会からの案内に従って手続きを行ってください。（10月TKCで案内）</p>

※準ずる者に認定されても進級要件は変わらない。

【2020年度標準（3年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
標準（3年制） コース	<p>〔単位要件〕 1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1年次から2年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。2年次から3年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。</p>	<p>・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 ・例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。 *進級できなかった場合の履修については、P.法科23「5.留年（原級留置）の場合の科目履修」を参照。 *共通到達度確認試験は全国における自身の相対的な到達度を確認する試験です。 受験料として1万円（税込）が必要です。法科大学院教務委員会からの案内に従って手続きを行ってください。（10月TKCで案内）</p>

3. 退学要件

同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が4セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

4. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（年間最高履修限度）

【2022年度以降入学者】

標準（3年制）コース： 1年次 36単位／2年次 36単位／3年次 44単位 （準ずる者に認定された者は2年次 44単位）	短縮（2年制）コース：2年次 36単位／3年次 44単位 法曹コース特別選抜枠及び準ずる者※：2年次 44単位／3年次 44単位
* 法学実務基礎A・B、及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 法科大学院が特別選抜枠入学者に準ずると認める者は、2年次において44単位を上限として履修できる。	
* 「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。 * 「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」（各1単位）は年間最高履修限度に含めない。 * 他大学大学院法務研究科（早稲田、日本）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。 * 履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。 * いずれの年次においても、44単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。	

※法曹コース特別選抜枠、準ずる者（法曹コース特別選抜枠に準ずる者）の定義はP.法科23「6. 法曹コース特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（法曹コース生等）」参照

【2021年度入学者】

標準（3年制）コース： 1年次 36単位／2年次 36単位／3年次 44単位 （準ずる者に認定された者は2年次 44単位）	短縮（2年制）コース： 2年次 36単位／3年次 44単位
* 法学実務基礎Ⅰ・Ⅱ及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 法科大学院が特別選抜枠入学者に準ずると認める者は、2年次において44単位を上限として履修できる。	
* 「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。 * 「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」（各1単位）は年間最高履修限度に含めない。 * 他大学大学院法務研究科（早稲田、法政、日本）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。 * 履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。 * いずれの年次においても、44単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。	

※準ずる者の定義はP.法科23「6. 特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（法曹コース生等）」参照

【2020年度入学者】

標準（3年制）コース： 1年次 36単位／2年次 36単位／3年次 44単位	短縮（2年制）コース： 2年次 36単位／3年次 44単位
* 法学実務基礎Ⅰ・Ⅱ及び、選択必修科目である法律基本科目（1年次及び2年次に配当されているものに限る）については、1年次、2年次の年間最高履修限度に含めない。	
* 「行政法基礎」は、2年次の年間最高履修限度に含めない。 * 進級が認められた場合の再履修科目については、4単位を限度として、年間最高履修限度に含めない。 * 「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」（各1単位）は年間最高履修限度に含めない。 * 他大学大学院法務研究科（早稲田、法政、日本、立教）との単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれる。 * 履修中止をした科目の単位数も年間最高履修限度に含まれるので注意すること。 * いずれの年次においても、44単位を超えて履修登録することはできないので注意すること。	

②「法情報調査」の受講

入学時に「法情報調査」の講義を集中で行うので、全員必ず受講すること。

③科目の履修とその前提科目について

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位

数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

【標準（3年制）コース】

(i) 2021年度以降入学者

* 「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」「訴訟実務基礎（刑事）」は2年次または3年次で履修できる。

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法*	行政法基礎
	民法A～C	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ
	商法A・B*	商法基礎
	民事訴訟法A・B*	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法A・B*	刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ～Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上
訴訟実務基礎（刑事）*	刑法基礎、刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱの3科目並びに刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上	

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合Ⅱ	刑法

(ii) 2020年度入学者

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅳ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅳ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ・民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上	

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ・民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目、並びに民法Ⅰ・民法Ⅱ、商法Ⅰ・商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

【短縮（2年制）コース】

配当年次	科目名	前提科目
2年次または3年次	行政法	行政法基礎
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各学年で設定するGPA等の要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各学年で設定するGPA等の要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各学年で設定するGPA等の要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
刑事法総合Ⅱ	刑法	

④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について

(i) 新旧科目の対応と履修単位の読み替えは、以下の表により、対応する科目は同一科目とみなす。

【2021年度以前入学者】以下の科目を未履修の者は変更後の科目の履修をもって読み替えるものとする。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2021	法学実務基礎Ⅰ (2単位)	→	2022～	法学実務基礎B (2単位)
～2021	法学実務基礎Ⅱ (1単位)	→	2022～	法学実務基礎A (1単位)
～2021	民法Ⅰ (4単位)	→	2022～	民法A (2単位) 民法B (2単位)
～2021	民法Ⅱ (4単位)	→	2022～	民法C (2単位) 民法演習 (2単位)
～2021	商法Ⅰ (2単位)	→	2022～	商法A (2単位)
～2021	商法Ⅱ (2単位)	→	2022～	商法B (1単位) 商法演習 (1単位)
～2021	民事訴訟法Ⅰ (2単位)	→	2022～	民事訴訟法A (2単位)
～2021	民事訴訟法Ⅱ (2単位)	→	2022～	民事訴訟法B (1単位) 民事訴訟法演習 (1単位)
～2021	刑事訴訟法 (4単位)	→	2022～	刑事訴訟法A (2単位) 刑事訴訟法B (1単位) 刑事訴訟法演習 (1単位)
～2022	公法 (総合) (2単位)	→	2023～	公法総合Ⅰ・公法総合Ⅱ (各1単位)
～2022	民事法 (総合) (2単位)	→	2023～	民事法総合Ⅱ (2単位)
～2022	刑事法 (総合) (2単位)	→	2023～	刑事法総合Ⅰ・刑事法総合Ⅱ (各1単位)

【2020年度以前標準 (3年制) コース入学者のみ】

刑事訴訟法基礎 (2単位) に代えて刑事訴訟法基礎Ⅰ (2単位) の履修をもって読み替えるものとする。

開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2020	刑事訴訟法基礎 (2単位)	→	2021～	刑事訴訟法基礎Ⅰ (2単位)

(ii) 以下の科目については変更前と変更後のものを同一科目とみなす。旧科目の単位を修得済みの者は、変更後の科目を履修し修了要件単位数に含めることはできない。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2023	倒産処理法 (4単位)	→	2024～	倒産処理法Ⅰ (2単位) 倒産処理法Ⅱ (2単位)

⑤再履修について

不合格(F評価)の必修科目は再履修をする必要がある。不合格(F評価)の再履修については、各自履修登録期間中に Loyola より登録を行うこと。

GPA要件が理由で進級不可となった場合、D評価の必修科目は再履修となる。この登録は学事センターにて行うので、必ず各自で登録を確認すること。

⑥予備登録科目について

(i) 法律実務基礎科目 (選択必修科目) について

法律実務基礎科目のうちの選択必修科目 (6単位) については、事前に希望調査 (予備登録) を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

法律実務基礎科目の選択必修科目6単位については、まず、I群 (模擬裁判 (民事)・模擬裁判 (刑事)) のうち1科目2単位を選択しなければならない。次に、残り4単位については、I群で選択しなかった科目、およびII群の科目から選択しなければならない。

(ii) 論文演習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB

学事センターが登録を行うので必ず各自で登録を確認すること。履修の変更・中止をすることはできない。

⑦司法試験の在学中受験に必要な履修科目等

法科大学院在学中に司法試験 (2023年度以降実施されるものに限る) を受験するためには、以下の要件を満たし学長の

認定を受ける必要がある。

- (i) 2年次秋学期末の時点で以下の単位を修得済であること
 - ・法律基本科目(基礎科目) 30単位以上(短縮コース生は入学時に一括認定)
 - ・法律基本科目(応用科目) 18単位以上
 - ・司法試験選抜科目にかかる展開・先端科目 4単位以上
- (ii) 在学中であること
- (iii) 認定の翌年3月に修了できないことが明らかでないこと

在学中受験を目指す者は、2年次の必修科目に加えて、以下の法律基本科目(応用科目)および実務基礎科目を履修し単位を修得することが強く求められる。

- ◎(標準コース2021年度以降、短縮コース入学者)行政法、商法A・B、民事訴訟法A・B、刑事訴訟法A・B、訴訟実務基礎(民事)、訴訟実務基礎(刑事)

⑧展開・先端科目の履修について(2019年度以降入学者対象)

展開・先端科目12単位の履修については、甲群(社会経済法系)・乙群(国際関係法系)・丙群(環境法系)の各群から、それぞれ最低1単位を履修しなければならない。

⑨各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

法律実務基礎科目の選択必修科目から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位(5単位)に算入される。

⑩法律基本科目の選択科目の取扱い

- (i) 2024年度以降入学者
3年制コースにおける「企業取引法」については選択必修科目として取り扱う。
- (ii) 2020年度以降入学者
3年制コースにおける法律基本科目の選択必修科目(「民法基礎演習」、「民事訴訟理論と実務」)について、選択必修科目として必要とされる単位数を超えて修得した単位、および、法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち3単位を上限として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。
2年制コースについては、法律基本科目の選択科目として修得した単位は2単位まで、選択科目として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。このコースにおける「民法基礎演習」、「民事訴訟理論と実務」の取扱いは、選択科目の扱いとなる。

⑪2年制コースにおける「法律文書作成の基礎」の取扱い

法律実務基礎科目の選択科目として扱う。

⑫エクスターンシップへの派遣と履修希望調査、単位の取扱い

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他の法律実務基礎科目の選択必修科目の履修を変更・中止することは原則できない。なお、法律事務所、公務、企業等、修了までに複数回の派遣も可能であるが、2単位を超えて修得した単位は、修了に必要な単位に算入されない。

⑬自主研究・論文作成

自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で申請し、論文を提出しなければならない。

I. 履修希望申請

自主研究・論文作成の単位の修得を希望する学生は、履修希望年度の8月末までに、法科大学院事務室に、①論文テーマ、②指導希望担当教員を記した自主研究・論文作成履修希望申請書を提出する。なお、指導希望担当教員には、事前の内諾を得ておくものとする。

II. 履修の登録

単位修得希望学生は、内諾を得た担当教員が開講する自主研究・論文作成の科目の履修登録をする。

III. 論文の提出

1. 論文の字数 本文2万字程度(別紙として、1,000字程度の要旨を付ける)
2. 提出期限 2027年1月15日(金)16:00
3. 提出先 法科大学院事務室
4. 提出部数 2部
5. 書式 法科大学院が別途指定する規格に沿って提出

⑭法学実務演習Ⅰ～Ⅳのクラス分け

上記の各科目は在学中受験を目指すAクラスと修了後受験を前提とするBクラスの習熟度別のクラス分けを行う。「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」においては、法曹コース特別選抜合格者および準ずる者に認定された者がAクラス、それ以外の標準コース2年次生、短縮コース2年次生がBクラスに配置される。ただし、教務委員会の決定に基づき、「法学実務演習Ⅰ」Bクラスの学生が「法学実務演習Ⅱ」でAクラスに配置されることがある。「法学実務演習Ⅲ」については、2年次末の年次GPA及び進級試験結果に基づき、クラスを再編成することがある。

⑤論文演習の履修と予備登録、及びクラス分け

「論文演習Ⅰ・Ⅱ」は集中講義で実施される。事前に履修希望調査（予備登録）を行い、登録した者だけが授業を受講できる。授業実施の翌期（夏期休暇集中講義は同年度秋学期、春期集中講義は翌年度春学期）の登録科目となる。この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。履修の変更・中止をすることはできない。

「論文演習Ⅰ・Ⅱ」はクラス分けを行うとともに、クラスによって開講時期、履修登録の学期が異なるので注意すること。

論文演習ⅠA 2年次夏期休暇集中講義（2年次秋学期登録科目）。法学実務演習ⅠA履修登録者対象

論文演習ⅠB 2年次春期休暇集中講義（3年次春学期登録科目）。法学実務演習ⅡB履修登録者対象

論文演習ⅡA 2年次春期休暇集中講義（3年次春学期登録科目）。法学実務演習ⅡA履修登録者対象

論文演習ⅡB 3年次夏期休暇集中講義（3年次秋学期登録科目）。法学実務演習ⅢB履修登録者対象

「論文演習ⅠA」と「論文演習ⅠB」、「論文演習ⅡA」と「論文演習ⅡB」はそれぞれ同一科目のクラス分けであり、Aクラス、Bクラスのいずれかで単位を修得すると、同一科目の他のクラスを履修登録することはできない。

5. 留年（原級留置）の場合の科目履修

①年次指定科目について

留年（原級留置）した場合、次の年次以降の必修科目および選択必修科目の法律実務基礎科目を履修することはできない。

②再履修について

- ・GPA要件が理由で進級・修了できなかった場合は、当該年次に履修したD評価を受けたすべての必修科目を、同一年次の2年目において再履修する。履修登録は学事センターが行うので、履修登録確認期間に必ず各自で登録を確認すること。
- ・確認試験要件が理由で進級・修了できなかった場合は、当該年次に履修したC、D評価を受けた科目を、同一年次の2年目において再履修することができる。履修を希望する場合は、履修登録期間中に法科大学院事務室にメールで申し出ること。

③進級できなかった場合のGPAの計算方法について

進級要件を満たせず同一年次に留まる場合には、同一年次の2年目の成績と1年目の成績を合算して「各年次ごとのGPA」を算出する。

[F評価について]

- ・1年目においてF評価を受けた科目については、同一年次の2年目に同じ科目を再履修して成績が付与された場合に限り、1年目の同じ科目のF評価を「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外し、再履修の際に新たに付与された評価に基づき算出する。
- ・（履修中止可能な科目の場合）1年目のF評価を受けた科目を、同一年次の2年目に再度登録したが履修中止をした場合（W）、「各年次ごとのGPA」は、1年目のF評価に基づき算出する。

[D評価について] *GPA要件及び進級試験要件が理由で進級・修了できなかった場合

「各年次ごとのGPA」の算出にあたっては、1年目の同じ必修科目のD評価を除外し、再履修の際に新たに付与された評価に基づき算出する。ただし、再履修の際に新たに付与された評価がFであった場合は、1年目のD評価に基づき算出する。

6. 法曹コース特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者（「法曹コース生等」）

①法曹コース特別選抜枠入学者

法曹コース特別選抜（5年一貫型）および法曹コース特別選抜（開放型）に合格して短縮（2年生）コースに入学した者をいう。この者については、（1）2年次の履修登録単位の上限が44単位となる、（2）既修者認定を含めて最大46単位まで単位認定ができる、（3）法学実務演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属される、（4）論文演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属されるとの扱いがなされる。

②法曹コース特別選抜枠入学者に準ずる者（単に「準ずる者」ということがある）

法科大学院が、特別選抜枠合格者に準ずる学識を有すると認定した者をいう。認定されると、（1）2年次の履修登録単位の上限が44単位となる、（2）法学実務演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属される、（3）論文演習Ⅰ・ⅡについてAクラスに配属されるとの扱いがなされる。

特別選抜枠入学者に準ずる者の認定は、法科大学院教務委員会における審議に基づき、法科大学院教授会で行う。該当する者については、短縮（2年生）コース生は入学時まで、標準（3年生）コース生は1年次の成績にもとづき2年次進級時まで法科大学院から通知する。通知を受けた者は準ずる者の認定を辞退することができる。辞退した場合、通常の履修登録単位の上限が適用され、法学実務演習Ⅰ・ⅡについてはBクラスに配属される。

※①の法曹コース特別選抜枠入学者と②の準ずる者を合わせて「法曹コース生等」という

4. 他大学法科大学院との学生交流について

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、法科大学院教育の一層の充実をはかり、優れた法律家の養成に資することを目的として、他大学との相互科目履修による学生交流を行っています。

履修科目について

2026年度の履修対象科目は下記のとおりです。2・3年次生対象で、同一年度に1人2科目4単位を上限とします。原則として、1科目につき3人を上限とします。修了認定にあたっては、当該修得単位を選択科目の単位数として算入します。（履修要覧〔ガイド・資料編〕P.ガイド62「入学前等の単位認定」も合わせて参照のこと）。
履修中止、定期試験未受験は一切認められません。なお他大学の単位互換による授業科目の単位数は年間最高履修限度に含まれます（P.法科19～参照）。

【日本大学】

日本大学大学院法務研究科提供科目	上智大学法科大学院提供科目
医療と法	環境法政策
医療紛争論	環境訴訟
法医学	企業環境法
	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS

【早稲田大学】

早稲田大学大学院法務研究科提供科目	上智大学法科大学院提供科目
消費者法	金融法
資本市場法	環境訴訟
社会保障法	比較環境法
少年法	
医事法 I	
ジェンダーと法 I	
子供と法	
情報法 I	

5. 「環境法プログラム履修証」の授与について

環境法の関係科目を履修して環境法に関する専門性を高めたことを証するために、修了時において一定基準を満たした学生に対して、申請に基づき、法科大学院より「環境法プログラム履修証 (Certificate of Specialization in Environmental Law)」を授与する。下記の表に掲げられる関係科目のうち、環境法政策、環境訴訟を含む合計8単位以上を取得した者が、申請資格を有する。

展開・先端科目	環境法基礎、環境法政策、環境訴訟、国際環境法、自然保護法、企業環境法（2026年度休講）、環境刑法、比較環境法（2026年度休講）、まちづくり法と実務、廃棄物・リサイクル法、環境法の現代的課題、地球環境学専攻提供科目
---------	--

※隔年開講科目（比較環境法・まちづくり法と実務）などに注意すること

お問い合わせは2号館12F法科大学院事務室まで。

6. 開講科目一覧表[法曹養成専攻]

※短縮(2年制)コース新入生の年次は、2年次とする。
 ※担当者欄の*印は兼任講師(非常勤講師)を示す。
 ※前半は学期の前半、後半は学期の後半に授業を行うことを示す。
 ※読み替え科目については(4)履修上の注意④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置についての項を参照

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
法律基本科目									
(基礎科目)									
LWS10100	憲法基礎	PBL701-10J00	4			春	巻 美矢紀	1	週2回
LWS10200	行政法基礎	PBL702-10J00	2			春	小舟 賢	1・2	
LWS10300	民法基礎Ⅰ	CVL701-10J00	4			春	宮澤 俊昭	1	週2回
LWS10401	民法基礎Ⅱ	CVL702-10J00	3			秋	永下 泰之	1	週2回
LWS10500	民法基礎Ⅲ	CVL703-10J00	2			秋	白石 友行	1	
LWS10501	民法基礎Ⅳ	CVL704-10J00	1			春	永下 泰之	1	春学期後半
LWS10600	商法基礎	CML701-10J00	4			秋	土田 亮	1	週2回
LWS10700	民事訴訟法基礎	CPL701-10J00	4			秋	田頭 章一	1	週2回
LWS10800	刑法基礎	CRL701-10J00	4			春	伊藤 渉	1	週2回
LWS11000	刑事訴訟法基礎Ⅰ	CRL702-10J00	2			秋	三浦 透	1	秋学期前半、週2回
LWS11100	刑事訴訟法基礎Ⅱ	CRL702-10J00	2			秋	三浦 透	1	秋学期後半、週2回
(応用科目)									
LWS20100	憲法	PBL703-10J00	2			春	上田 健介	2	
LWS20200	行政法	PBL704-10J00	2			秋	小舟 賢	2・3	注5
LWS20301	民法A	CVL705-10J00	2			春	白石 友行	2	
LWS20401	民法B	CVL706-10J00	2			春	永下 泰之	2	
LWS20501	民法C	CVL713-10J00	2			秋	小山 泰史	2	
LWS21501	商法A	CML702-10J00	2			春	*早川 咲那	2・3	注5
LWS21601	商法B	CML703-10J00	1			秋	深澤 泰弘	2・3	秋学期前半、注5
LWS20601	民事訴訟法A	CPL702-10J00	2			春	岡庭 幹司	2・3	注5
LWS20701	民事訴訟法B	CPL703-10J00	1			秋	岡庭 幹司	2・3	秋学期前半、注5
LWS20800	刑法	CRL703-10J00	2			春	佐藤 結美	2	
LWS21401	刑事訴訟法A	CRL704-10J00	2			春	岩下 雅充	2・3	注5
LWS21402	刑事訴訟法B	CRL712-10J00	1			秋	岩下 雅充	2・3	秋学期前半、注5
LWS55700	公法総合Ⅰ	PBL708-10J00		1		春	上田 健介 筑紫 圭一	3	春学期前半、輪講、履修制限有、注1
LWS55710	公法総合Ⅱ	PBL709-10J00		1		秋	上田 健介 筑紫 圭一	3	隔週、輪講、注1
LWS55800	民法法総合Ⅰ	CVL715-10J00		2		春	永下 泰之 対木 和夫 岡庭 幹司 土田 亮	3	輪講、履修制限有、注1
LWS55810	民法法総合Ⅱ	CVL716-10J00		2		秋	小山 泰史 対木 和夫 岡庭 幹司 土田 亮	3	輪講、注1
LWS55900	刑事法総合Ⅰ	CRL714-10J00		1		春	佐藤 結美 三浦 透	3	春学期前半、輪講、履修制限有、注1
LWS55910	刑事法総合Ⅱ	CRL715-10J00		1		秋	佐藤 結美 三浦 透	3	秋学期前半、輪講、注1
LWS61610	法学実務基礎A	SEP726-10J00	1		(1)	春	コーディネーター 岩下 雅充 *新沼 径 *南谷 英幸 *田仲 剛 *高木 勝瑛	1	輪講、春学期集中、3年制コースのみ必修
LWS61710	法学実務基礎B	SEP727-10J00	2		(2)	秋	コーディネーター 小山 泰史 佐藤 結美 阿部 和文 *金谷 良 *浦西 洋行 *南谷 英幸 *高木 勝瑛 *松井 智 *小寺 悠介	1	輪講、隔週、3年制コースのみ必修
LWS21700	法学実務演習Ⅰ【Aクラス】	SEP722-10J00	1			春	宍戸 博幸	2	隔週、注6
LWS21701	法学実務演習Ⅰ【Bクラス】	SEP722-10J00	1			春	コーディネーター 土田 亮 *田仲 剛 *飯塚 夏樹 *宮前 汐葉	2	輪講、隔週、注6
LWS21800	法学実務演習Ⅱ【Aクラス】	SEP723-10J00	1			秋	宍戸 博幸	2	隔週、注6
LWS21801	法学実務演習Ⅱ【Bクラス】	SEP723-10J00	1			秋	コーディネーター 土田 亮 *田仲 剛 *飯塚 夏樹 *宮前 汐葉	2	輪講、隔週、注6
LWS30600	法学実務演習Ⅲ【Aクラス】	SEP724-10J00	1			春	宍戸 博幸	3	春学期前半、注6
LWS30601	法学実務演習Ⅲ【Bクラス】	SEP724-10J00	1			春	コーディネーター 土田 亮 *松井 智 *吉峯 裕毅 *北澤 彩子 *星 雄介 *倉都 雄規	3	輪講、隔週、注6
LWS30700	法学実務演習Ⅳ【Aクラス】	SEP725-10J00	1			秋	宍戸 博幸	3	隔週、注6
LWS30701	法学実務演習Ⅳ【Bクラス】	SEP725-10J00	1			秋	コーディネーター 土田 亮 *松井 智 *吉峯 裕毅 *北澤 彩子 *星 雄介 *倉都 雄規	3	輪講、隔週、注6
LWS60900	論文演習Ⅰ【Aクラス】	SEP728-10J00			1	秋	宍戸 博幸	2	集中科目、履修制限有、注1
LWS60901	論文演習Ⅰ【Bクラス】	SEP728-10J00			1	春	コーディネーター 岩下 雅充 土田 亮 田頭 章一 伊藤 渉 永下 泰之 巻 美矢紀 小舟 賢	3	集中科目、輪講、履修制限有、注1
LWS60910	論文演習Ⅱ【Aクラス】	SEP729-10J00			1	春	宍戸 博幸	3	集中科目、履修制限有、注1
LWS60911	論文演習Ⅱ【Bクラス】	SEP729-10J00			1	秋	コーディネーター 岩下 雅充 岡庭 幹司 伊藤 渉 小山 泰史 小舟 賢 阿部 和文 三浦 透 深澤 泰弘	3	集中科目、輪講、履修制限有、注1

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
法律基本科目(選択科目)									
LWS61800	民法基礎演習	CVL708-10J00		1	(1)	休講		1	秋学期後半、3年制コースのみ選択必修
LWS61900	民事訴訟理論と実務	CPL704-10J00		2	(2)	春	*岡庭 幹司	1~3	3年制コースのみ選択必修
LWS62500	企業取引法	CML704-10J00		2	(2)	秋	*清水 太郎	2・3	24年次生以降の3年制コースのみ選択必修、オンライン授業
LWS69100	民法演習	CVL714-10J00		2		秋	白石 友行	2・3	
LWS69104	憲法演習	PBL710-10J00		1		秋	上田 健介	2・3	隔週
LWS69101	商法演習	CML707-10J00		1		秋	深澤 泰弘	2・3	秋学期後半、注3
LWS69105	刑法演習	CRL716-10J00		1		秋	照沼 亮介	2・3	隔週
LWS69103	刑事訴訟法演習	CRL713-10J00		1		秋	緒方 陽子	2・3	秋学期後半、注3
LWS69102	民事訴訟法演習	CPL708-10J00		1		秋	岡庭 幹司	2・3	秋学期後半、注3
LWS69106	行政法演習	PBL711-10J00		1		春	小舟 賢	2・3	春学期前半、注3
法律実務基礎科目									
LWS21100	法曹倫理	SEP703-10J00	2			春	角田 雄彦 三浦 透 緒方 陽子	2	輪講
LWS30400	訴訟実務基礎(民事)	SEP704-10J00	2			春	*塚田 久美子	2	
LWS30501	訴訟実務基礎(刑事)	SEP705-10J00	2			秋	緒方 陽子 角田 雄彦 三浦 透	2・3	輪講
LWS63700	法律文書作成の基礎	SEP707-10J00	1		(1)	春	*寺澤 春香 *藤山 枝里奈	1・2	輪講、隔週、注3、3年制コースのみ必修
LWS51100	刑事実務	CRL708-10J00			2	春	三浦 透 緒方 陽子	3	輪講
LWS63100	ビジネス法務演習	SEP709-10J00			2	休講		1~3	輪講
(I群)									
LWS50600	模擬裁判(民事)	SEP710-10J00		2		秋	角田 雄彦 岡庭 幹司 *塚田 久美子	3	隔週、共同担当、注1
LWS50700	模擬裁判(刑事)	SEP711-10J00		2		秋	三浦 透 角田 雄彦 緒方 陽子	3	共同担当、注1
(II群)									
LWS50800	ネゴシエーション・ロイヤリング	SEP712-10J00		2		春	対木 和夫 森下 哲朗	3	春学期集中、共同担当、注1
LWS51201	リーガルクリニック	SEP713-10J00		2		秋	コーディネーター 岡庭 幹司 角田 雄彦 *南谷 英行 *谷川 行雄 *大見 愛彩	3	隔週、共同担当、注1
LWS5133S	エクスターンシップ I (法曹)	SEP714-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	春学期集中講義、注1
LWS5133A	エクスターンシップ I (法曹)	SEP714-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	秋学期集中講義、注1
LWS5134S	エクスターンシップ I (企業等)	SEP715-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	春学期集中講義、注1
LWS5134A	エクスターンシップ I (企業等)	SEP715-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	秋学期集中講義、注1
LWS5135S	エクスターンシップ I (公務)	SEP716-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	1~3	春学期集中講義、注1
LWS5135A	エクスターンシップ I (公務)	SEP716-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	1~3	秋学期集中講義、注1
LWS5136S	エクスターンシップ II (法曹)	SEP717-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	春学期集中講義、注1
LWS5136A	エクスターンシップ II (法曹)	SEP717-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	秋学期集中講義、注1
LWS5137S	エクスターンシップ II (企業等)	SEP718-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	春学期集中講義、注1
LWS5137A	エクスターンシップ II (企業等)	SEP718-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	2・3	秋学期集中講義、注1
LWS5138S	エクスターンシップ II (公務)	SEP719-10J00		1		春	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	1~3	春学期集中講義、注1
LWS5138A	エクスターンシップ II (公務)	SEP719-10J00		1		秋	角田 雄彦 対木 和夫 穴戸 博幸 *石井 禎 *權田 光洋	1~3	秋学期集中講義、注1
LWS51400	国際仲裁・ADR	SEP720-10J00		2		秋	森下 哲朗 対木 和夫 *森口 聡 *井上	2・3	秋学期集中講義、注1

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者	履修年次	備考
			必修	選必	選択				
基礎法学・隣接科目									
LWS51500	比較法(EU法)	JUR701-10j00		2		休講		1~3	隔年開講
LWS51600	英米法	JUR702-10j00		2		春	*会沢 恒	1~3	オンライン授業
LWS51700	法哲学	JUR703-10j00		2		秋	奥田 純一郎	1~3	
LWS51800	法社会学	JUR704-10j00		2		秋	*太田 勝達	1~3	法学部「法曹コース」との共同開講科目
LWS51900	法と経済学	JUR705-10j00		2		春	*加賀見 一彰	1~3	法学部「法曹コース」との共同開講科目
LWS55100	西洋法制史	JUR706-10j00		2		春	松本 尚子	1~3	
展開・先端科目									
(社会経済法系) 甲群									
LWS54902	労働法基礎	SCL701-10j00		1		休講		1~3	春学期後半、注3
LWS52000	労働法Ⅰ	SCL702-10j00		2		秋	富永 晃一	2~3	秋学期前半、週2回、注3
LWS52100	労働法Ⅱ	SCL703-10j00		2		秋	富永 晃一	2~3	秋学期後半、週2回、注3
LWS52200	租税法Ⅰ	SCL704-10j00		2		春	*南 繁樹	2~3	
LWS52300	租税法Ⅱ	SCL705-10j00		2		秋	*南 繁樹	2~3	
LWS52400	経済法Ⅰ	SCL706-10j00		2		春	*小川 聖史	2~3	
LWS52500	経済法Ⅱ	SCL707-10j00		2		秋	*小川 聖史	2~3	
LWS52600	知的財産権法Ⅰ	SCL708-10j00		2		春	駒田 泰士	2~3	
LWS52700	知的財産権法Ⅱ	SCL709-10j00		2		秋	駒田 泰士	2~3	
LWS52810	倒産処理法Ⅰ	SCL716-10j00		2		春	田頭 章一	2~3	注4
LWS52820	倒産処理法Ⅱ	SCL717-10j00		2		秋	田頭 章一	2~3	注4
LWS52900	民事執行・保全法	SCL711-10j00		2		秋	安西 明子	2~3	
LWS53000	スポーツ・エンタテインメント法	SCL712-10j00		1		春	コーディネータ 森下 哲朗 *松井 真一 *松田 俊治 *殿村 桂司 *服部 薫 *大戸 一樹	1~3	春学期前半、輪講、法学部「法曹コース」との共同開講科目、注3 注7
LWS54800	金融法	SCL713-10j00		2		秋	深澤 泰弘 森下 哲朗 *井上 聡 *藤田 元康	2~3	輪講、法学部「法曹コース」との共同開講科目 注7
LWS55200	労働法演習	SCL714-10j00		1		春	富永 晃一	2~3	春学期前半、注3
(国際関係法系) 乙群									
LWS53200	国際法基礎	INL701-10j00		2		春	江藤 淳一	1~3	
LWS53600	国際私法基礎	PIL701-10j00		1		春	村上 愛	1~3	春学期前半、注3
LWS53300	国際取引法	PIL702-10j00		2		秋	森下 哲朗	2~3	
LWS53400	国際私法	PIL703-10j00		2		秋	村上 愛	2~3	
LWS53500	国際家族法	PIL704-10j00		1		春	村上 愛	2~3	春学期後半、注3
LWS53600	国際人権法	INL702-10j00		1		秋	江藤 淳一	2~3	秋学期前半、注3
LWS53700	国際経済法	INL703-10j00		2		秋	川瀬 剛志	2~3	
(環境法系) 丙群									
LWS54000	環境法基礎	ENL701-10j00		2		春	筑紫 圭一	1~3	
LWS54100	環境法政策	ENL702-10j00		2		春	北村 喜宣	2~3	
LWS54200	環境訴訟	ENL703-10j00		2		秋	越智 敏裕	2~3	
LWS54300	企業環境法	ENL704-10j00		2		休講		2~3	
LWS54400	国際環境法	ENL705-10j00		2		春	堀口 健夫	2~3	
MGGE6025	環境リスクマネジメント	ENL706-10j00		2		秋	織 朱實	1~3	(他) 注2
LWS54500	環境刑法	ENL707-10j00		1		秋	*今井 康介	2~3	隔週、注3
LWS54600	比較環境法	ENL708-10j00		2		休講		2~3	隔年開講
LWS54700	自然保護法	ENL701-10j00		2		秋	桑原 勇進	2~3	
LWS55300	まちづくり法と実務	ENL709-10j00		2		秋	白置 雅晴	2~3	隔年開講
LWS55400	廃棄物・リサイクル法	ENL710-10j00		2		秋	北村 喜宣	2~3	
LWS55500	環境法の現代的課題	ENL711-10j00		2		春	越智 敏裕	2~3	
その他									
LWS60600	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS	PIL706-10e00		1		秋	コーディネータ 森下 哲朗 *VICKI L. Beyer *Ben Jolly *細川 兼嗣	1~3	秋学期前半、輪講、法学部「法曹コース」との共同開講科目、英語で行われる授業、一部オンライン 注3 注7
LWS62100	少年法	CRL717-10j00		1		秋	*三浦 透	2~3	隔週
研究・論文									
LWS60701	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	上田 健介	3	
LWS60704	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	佐藤 結美	3	
LWS60705	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	深澤 泰弘	3	
LWS60706	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	小舟 賢	3	
LWS60710	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	岡庭 幹司	3	
LWS60711	自主研究・論文作成	IDR701-10j00		2		秋	岩下 雅充	3	

(他):他専攻開講科目

注1. この科目は履修中止できない。

注2. この科目は法科大学院の授業日程と異なる場合があるので、事前にMy Sophiaにて確認すること。

注3. 履修中止期間注意(履修要覧[ガイド資料編]P.●を参照のこと)。

注4. 科目名の変更にもなう重複履修不可の科目があるため、(4)履修上の注意-④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置についての項を参照すること。

注5. この科目は2年次または3年次に履修することができる。ただし総合科目の前提科目につき注意すること。

注6. 2021年次生以降の3年制コースおよび2022年次生以降の2年制コースを対象とする必修科目。

注7. 法学部在籍時に履修した共同開講科目を法科大学院入学後に再度履修することはできない。

【2026春学期】

2026年度 上智大学法科大学院時間割

曜日 時間	月			火			水			木			金			土								
	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室				
1 (9:00~10:40)	* 刑法基礎	1	伊藤涉	203	* 憲法基礎 商法A	1 2-3	巻 早川	203 205	民法基礎IV(後半) 行政法演習(前半)	1 2-3	永下 小舟	203 205	環境法の現代的課題 西洋法制史	2-3 2-3	越智 秋本	203 205	* 憲法基礎 環境法政策	1 2-3	巻 北村	203 210	法学実務基礎A 【授業日】	1	岩下 南谷 新沼 田仲 高木	203 210
2 (10:55~12:35)	スポーツ・エンタ テイメント法(前半) 倒産処理法I	1~3 2-3	森下 ・他 田頭	210 201	行政法基礎 刑事法総合I(前半)	1-2 3	小舟 佐藤 三浦	210 203	労働法演習(前半) 環境法基礎	2-3 1~3	富永 筑紫	205 203	民事訴訟法A	2-3	岩下	210	刑事訴訟法A	2-3	岩下	210				
3 (13:30~15:10)	刑法	2	佐藤	210	民法A 法と経済学 刑事実務	2 1~3 3	白石 加賀見 三浦 緒方	* 刑法基礎 訴訟実務基礎(民事)	1 2	伊藤涉 塚田	203 210	210 203	民法基礎I 民法B	1 2	宮澤 永下	210 203	憲法 民事法総合I	2 3	上田 岡庭 対木 永下 土田	210 203				
4 (15:25~17:05)	経済法I	2-3	小川	205	民法基礎I 知的財産権法I	1 2-3	宮澤 駒田	210 205	法律文書作成の基礎 (隔週) ※1 租税法I	1-2 2-3	寺澤 蔭山 南	203 201	国際法基礎	1~3	江藤	205	法曹倫理 公法総合I(前半)	2 3	三浦 角田 緒方 上田 筑紫	210 203				
5 (17:20~19:00)	国際私法基礎(前半) 国際家族法(後半)	1~3 2-3	村上 村上	210 210	法学実務演習I A-隔週 B-隔週	A 2 B 2	尖戸 土田 田仲 飯塚 宮前	210 210	英米法 国際環境法	1~3 2-3	会沢 堀口	OL 205	法学実務演習III A-前半 B-隔週	A 3 B 3	尖戸 土田 吉峯 北澤 松井 倉部 星	203 210	法学実務演習III A-前半 B-隔週	3	尖戸 土田 吉峯 北澤 松井 倉部 星	203 210				
6 (19:10~20:50)																	民事訴訟理論と実務	1~3	岡庭	210				

注1: *は週2回授業

注2: (前半)は学期前半開講、(後半)は学期後半開講。授業日程を確認すること

注3: 各科目の登録コードは履修要綱の「開講科目担当表」で確認すること。

注4: この表には集中履修以外の、曜日・時間の決まった科目しか掲載されていない。

注5: 教室は変更になることがあります。

【2026秋学期】

2026年度 上智大学法科大学院時間割

曜日 科目	月			火			水			木			金			土										
	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室	授業科目	学年	担当者	教室						
1 (9:00~10:40)	民事法総合Ⅱ	3	岡庭 対木 小山 土田	203	商法B(前半) 商法演習(後半)	2-3 2-3	深澤 深澤	210 210	* *	労働法Ⅰ(前半) 労働法Ⅱ(後半)	2-3 2-3	富永 富永	201 201	国際取引法	2-3	森下	210	債権物・リサイクル法 金融法	2-3 2-3	北村 森下 深澤 井上 藤田	210 203	法学実務基礎B (隔週)	1	佐藤結 阿部 小山 他	203	
2 (10:55~12:35)	法社会学 少年法(隔週)奇数回 刑法演習(隔週)偶数回	1~3 2-3 2-3	太田 三浦 照沼	203 210 205	民法基礎Ⅲ 刑事訴訟法演習(後半) 刑事法総合Ⅱ(前半) 国際経済法	1 2-3 3 2-3	永下 緒方 佐藤 三浦 川瀬	210 203 203 205	*	民法基礎Ⅱ 環境訴訟 倒産処理法Ⅱ	1 2-3 2-3	永下 越智 田頭	210 203 201	憲法演習(隔週)	2-3	上田	201	法学実務基礎B (隔週)	1	佐藤結 阿部 小山 他	203	環境刑法(隔週)	2-3	今井	210	
3 (13:30~15:10)	民事訴訟法B(前半) 民事訴訟法演習(後半)	2-3 2-3	岡庭 岡庭	210 210	商法基礎 企業取引法	1 2-3	土田 清水	203 OL	* *	刑事訴訟法基礎Ⅰ(前半) 刑事訴訟法基礎Ⅱ(後半) 民法C 公法総合Ⅱ(隔週)	1 1 2 3	三浦 三浦 小山 上田 筑紫	210 210 203 203a	商法基礎 労働法Ⅰ(前半) 労働法Ⅱ(後半) 知的財産権法Ⅱ	1 2-3 2-3 2-3	土田 富永 富永 駒田	203 201 201 205	刑事訴訟法B(前半) 刑事訴訟法基礎Ⅰ(前半) 刑事訴訟法基礎Ⅱ(後半)	2-3 1 1	岩下 三浦 三浦	203 210 210	リーガルクリニック (隔週)	3	角田・岡庭 南谷 谷川 大見	2F 教室	
4 (15:25~17:05)	民事訴訟法基礎 民事執行・保全法 経済法Ⅱ	1 2-3 2-3	田頭 安西 小川	210 203 205	租税法Ⅱ まちづくり法と実務	2-3 2-3	南 日置	201 203a	*	民事訴訟法基礎 法哲学 自然保護法	1 1~3 2-3	田頭 奥田 桑原	210 203 201	民法演習 模擬裁判(刑事)	2-3 3	白石 三浦 角田 緒方	201 203 203	法学実務演習Ⅳ A→隔週 B→隔週	A B	3	穴戸 土田 吉峯 北澤 倉都 松井 星	203a 210				
5 (17:20~19:00)	国際私法	2-3	村上	210	法学実務演習Ⅱ A→隔週 B→隔週	A B	穴戸 土田 田仲 飯塚 宮前	203 210		Law & Practice(前半) 国際人権法(前半)	1~3 2-3	森下他 江藤	OL +対面 205	法学実務演習Ⅳ A→隔週 B→隔週	A B	3										
6 (19:10~20:50)																										

注1: *は週2回授業

注2: (前半)は学期前半開講、(後半)は学期後半開講。授業日程を確認すること

注3: 各科目の登録コードは随修要綱の「開講科目担当表」で確認すること。

注4: この表には集中講義以外の、曜日・時間の決まった科目が掲載されていない。

注5: 教室は変更になることがあります。

上智大学法科大学院履修規程

制定	平成18年4月1日	
改正	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年12月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成31年4月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	2023年（令和5年）4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、上智大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条第2項の規定に基づき、大学院学則に定めるもののほか、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「法科大学院」という。）の授業科目、履修方法、修了及び進級の要件その他必要な事項を定めることを目的とする。

（標準修業年限による区分）

第2条 法科大学院の学生は、次の各号のとおり、標準修業年限により区分する。

法学未修者 大学院学則第3条第4項本文の標準修業年限の学生

法学既修者 大学院学則第3条第4項ただし書の規定により在学期間が短縮される学生

2 法科大学院教授会は、入学者選抜における法律科目試験の成績その他の判定資料に基づき、法学既修者として入学を許可する者を選考する。

3 この規程の適用に当たっては、法学既修者は、入学を許可された年度において2年次に在学するものとみなす。

（在学年限）

第3条 大学院学則第3条の2第2項の在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者については6年、法学既修者については4年とする。

（修了要件）

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

2 法科大学院に在学中又は入学前に 司法試験に合格した者の修了の期日は、毎年3月15日とする。

（前提科目）

第5条 別表第IIに掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

（他大学大学院等で修得した単位）

第6条 大学院学則第18条第4項の規定により、次の各号に定める授業科目を履修して修得した単位について、法科大学院において修得したものと認定することができる。ただし、法学既修者（第4項に掲げる者を除く。）については第2号の単位を認定しない。

（1）他の研究科又は他の大学の大学院等の授業科目を履修して修得した単位

（2）法科大学院入学前に法科大学院を含む大学院において修得した単位

2 前項の規定により単位認定の対象となる科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目以外の、選択必修科目及び選択科目とする。ただし、他大学大学院との単位互換協定により修得した単位については選択科目とする。

3 第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、次の各号を超えないものとする。

（1）法学未修者 第1項第1号の単位及び第2号の単位の合計で30単位

（2）法学既修者 第1項第1号の単位として7単位

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、法科大学院入学前に修得したものであって、本学の連携法曹基礎課程において修得した単位のうち法曹養成連携協定において、既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う科目として記載されている科目の単位については、法科大学院において修得したものと認定する。

（1）本学の連携法曹基礎課程を修了し、5年一貫型特別選抜に合格した者

（2）連携法曹基礎課程を修了し、開放型特別選抜に合格した者（ただし、法学既修者に限る。）

(3) 連携法曹基礎課程を修了し、一般選抜に合格した者（ただし、法学既修者に限る。）であつて、法科大学院が認める者

(4) その他、連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者と同等の学識を有し、法科大学院が認める者（ただし、法学既修者に限る。）

5 第1項ないし第3項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者については、法科大学院に入学する前に大学院において科目等履修生として修得した単位（法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち選択科目（専門職大学院設置基準第20条の3第6項に掲げる科目をいう。）の単位に限る。）について、法科大学院において修得したものとして認定することができる。

6 前二項の規定により法科大学院において取得したものとして認定する単位数は、合計で16単位を上回ることができない。

7 前各項の規定に定めるもののほか、単位認定に必要な事項は別に定める。

（履修登録の手続）

第7条 履修登録に関する必要事項は、各年度において法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

（履修登録単位の上限）

第8条 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1年次生及び2年次生については原則として36単位以内とし、3年次生については44単位以内とする。ただし、連携法曹基礎課程を卒業し、5年一貫型特別選抜又は開放型特別選抜に合格して入学した学生（法学既修者に限る。）、及びこれらと同等の学識を有すると法科大学院が認める学生については、2年次生について44単位以内とする。

2 別表Vに掲げる科目については前項の登録上限単位数に含めない。

3 他大学大学院との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、第1項の単位数に算入する。

4 進級が認められた場合に再履修する授業科目の単位数は、4単位を限度として、第1項の登録上限単位数に含めないこととする。

5 第2項及び前項の定めにかかわらず、いずれの年次においても44単位を超えて登録することはできない。

（クラス指定）

第9条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

（予備登録）

第10条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。

3 予備登録の手続その他必要な事項は、法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

（クリニック、エクスターンシップ）

第11条 クリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

（自主研究・論文作成）

第12条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

（受験資格）

第13条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

（成績評価）

第14条 法科大学院教授会は、大学院学則第40条の規定により準用する上智大学学則第55条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

- 2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。
- 3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては、別に定める。
(進級・留年判定)

第15条 大学院学則第28条の2後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び別表第Ⅳのとおりとする。

- 2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生(以下、本条において「留年者」という。)は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。ただし、別表第Ⅳに掲げるGPAの最低基準を満たさなかった留年者は、当該年次に履修した必修科目の成績評価がDである場合は、当該科目を再履修しなければならない。
- 3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。
(退学)

第16条 大学院学則第29条第3号ただし書の事由は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学則第28条の2及び前条第1項の規定により同一年次に2年を超えて在学することとなる場合。ただし、休学期間はこれに含めない。
- (2) 履修態度、出欠その他の学修状況又は学生生活全般を通じた態度、行動その他の状況等から合理的に判断して大学院学則第4条第3項の目的を達成することが困難であると法科大学院長が認める場合。

附 則

- 1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。
- 2 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)における履修に関わる運用細則は、廃止する。
- 3 2004年度及び2005年度における授業科目の開講、履修方法の指定、修了及び進級の要件の判定並びにこれらに関連する事項は、この規程により実施されたものとみなす。
ただし、これらの事項に関して既に生じた効力は、この規程の規定により妨げられない。

附 則

- 1 この規程は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。
- 2 2006年度以前に入学した学生については、第6条、第15条第3項、別表第Ⅰ及び別表第Ⅱを改正する規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条を改める部分 2007年(平成19年)10月1日
 - (2) 別表第Ⅱを改める部分 2008年(平成20年)4月1日
- 2 2007年度に入学した既修者については、改正後の第6条第1項の規定中「入学後2箇月以内」とあるのは、「2007年11月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 2006年度以前に入学した既修者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程の第4条、第15条及び別表第Ⅳは、法学未修者については2010年度入学者から、法学既修者については2011年度入学者から、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この規程は、2011年(平成23年)4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の第8条第1項ただし書きは、施行日以後に行われる履修登録について適用する。ただし、別表第Ⅴに掲げる1年次生については、2010年度の履修から適用する。
- 3 改正後の別表第Ⅱは、施行日以後に行われる履修について適用する。
- 4 新別表第Ⅳは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Ⅴは、施行日以後に行われる履修について適用する。

附 則

- 1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Ⅳは、施行日以後に行われる履修について適用する。なお、2010年度以降、2012年度までに入学した学生で、別表第Ⅳに掲げるGPAの最低基準を満たさなかった留年者については、第15条第2項の規定にかかわらず、2012年度以降に履修した成績評価がDであるすべての科目について、別に届け出ることにより、再履修をすることができる。
- 3 改正後の別表第Ⅳは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）12月1日から改正、施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Ⅰは、施行日以後に行われる履修について適用する。

附 則

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Ⅰのうち、法律基本科目以外の科目の単位を31単位以上とする部分については、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。改正後の別表Ⅰのうち、その他の部分については、2016年度入学者から適用する。
- 3 別表第Ⅱは、2016年度入学者から適用する。なお、2016年度より前の入学者について、改正前の別表Ⅱが問題となる場合には、「民法基礎Ⅱ」を「民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ」と読み替えて適用する。この場合、改正前別表Ⅱとの関係では、「民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ」は合わせて1科目として計算する。
- 4 別表第Ⅴは、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。
- 2 別表第Ⅱ（法学既修者）は、2016年度から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Ⅰ①、別表第Ⅳ①、別表第Ⅴ①については2019年度入学者から適用する。2018年度以前の入学者については、従前の別表第Ⅰ②、別表第Ⅳ②、別表第Ⅴ②を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正、施行する。
- 2 2021年度以降の入学者については別表第Ⅰ①、別表第Ⅱ①、別表第Ⅲ①、2019年度および2020年度入学者については別表第Ⅰ②、別表第Ⅱ②、別表第Ⅲ②、2018年度以前の入学者については、別表第Ⅰ③、別表第Ⅱ②、別表第Ⅲ②を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正、施行し、適用する。ただし、別表第Ⅳ①及び別表第Ⅳ②のGPAに関する欄外の規定は、施行の日において法科大学院に在学する者について、改正の施行前において履修した科目について適用する。
- 2 2022年度以降の入学者については別表第Ⅰ①、別表第Ⅱ①、別表第Ⅲ①、2021年度入学者については別表第Ⅰ②、別表第Ⅱ②、別表第Ⅲ②、2019年度および2020年度入学者については別表第Ⅰ

③、別表第Ⅱ③、別表第Ⅲ③、2018年度以前の入学者については、別表第Ⅰ④、別表第Ⅱ③、別表第Ⅲ③を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2023年（令和5年）4月1日から改正、施行する。
- 2 2023年（令和5年）3月31日現在で本学の連携法曹基礎課程を修了した者、又は同課程に在籍している者についての第6条第4項の適用についてはなお従前の例による。

別表第Ⅰ① （第4条関係） 2022年度以降入学者

法学未修者	
必修科目	67単位
総合科目から	4単位以上
法律基本科目から	2単位以上
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上
法学既修者	
必修科目	33単位
総合科目から	4単位以上
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31単位以上

別表第Ⅰ② （第4条関係） 2021年度入学者

法学未修者	
必修科目	67単位
総合科目から	4単位以上
法律基本科目から	2単位以上
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上
法学既修者	
必修科目	40単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上

法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31単位以上

別表第Ⅰ③（第4条関係） 2019年度・2020年度入学者

法学未修者	
必修科目	72単位
法律基本科目から	2単位以上
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上
法学既修者	
必修科目	40単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位以上
選択として	5単位以上
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31単位以上

別表第Ⅰ④（第4条関係） 2018年度以前入学者

法学未修者	
必修科目	69単位
法律実務基礎科目から	4単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	5単位以上
法学既修者	
必修科目	40単位
法律実務基礎科目から	4単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位
法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31単位以上

別表第Ⅱ①（第5条関係） 2022年度以降入学者
（法学未修者）

配当年次	科目名	前提科目
2年次 *印は2	憲法	憲法基礎
	行政法*	行政法基礎

年次又は3年次	民法A～C	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	商法A*・B*	商法基礎
	民事訴訟法A*・B*	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法A*・B*	刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ
	訴訟実務基礎(民事)	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ, 民法基礎Ⅲ, 民法基礎Ⅳ, 商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上
	訴訟実務基礎(刑事)*	刑法基礎、刑事訴訟法基礎Ⅰ及びⅡの3科目並びに刑法又は刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、民事訴訟法A・B、 商法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合Ⅱ	刑法

(法学既修者)

配当年次	科目名	前提科目
2年次又は3年次	行政法	行政法基礎
	訴訟実務基礎(刑事)	刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、民事訴訟法A・B、 商法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合Ⅱ	刑法

別表第Ⅱ②(第5条関係) 2021年度入学者

(法学未修者)

配当年次	科目名	前提科目
2年次 *印は2年次又は3年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法A～C	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	商法A*・B*	商法基礎
	民事訴訟法A*・B*	民事訴訟法基礎

	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法A*・B*	刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）*	刑法基礎、刑事訴訟法基礎Ⅰ及びⅡの3科目並びに刑法又は刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPAの要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、民事訴訟法A・B、商法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合Ⅱ	刑法

（法学既修者）

配当年次	科目名	前提科目
2年次	行政法	行政法基礎
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・民法Ⅱ、商法Ⅰ・商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

別表Ⅱ③（第5条関係） 2020年度以前入学者
（法学未修者）

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟基礎の6科目のうち4科目以上
3年次	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎の2科目、

		並びに憲法及び行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、民法基礎Ⅳ、 商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目、 並びに民法Ⅰ、民法Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ 及び民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目、 並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目、 並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

（法学既修者）

配当年次	科目名	前提科目
2年次	行政法	行政法基礎
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・民法Ⅱ、商法Ⅰ・商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上

別表第Ⅲ①（第15条関係） 2022年度以降入学者

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 「憲法基礎」「民法基礎Ⅰ～Ⅳ」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ」を含む当該年次の必修科目26単位

第2年次において修得すべき単位 「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」を含む24単位。ただし、第1年次又は第2年次において「行政法基礎」の単位を修得していること。

◇法学既修者

「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」「行政法基礎」を含む24単位

別表第Ⅲ②（第15条関係） 2021年度入学者

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位「憲法基礎」「民法基礎Ⅰ～Ⅳ」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ」を含む当該年次の必修科目26単位

第2年次において修得すべき単位「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」を含む24単位。ただし、第1年次又は第2年次において「行政法基礎」の単位を修得していること。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む 24単位

別表第Ⅲ③（第15条関係） 2020年度以前入学者

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 必修科目24単位

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む24単位

ただし、必修科目の修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む24単位

別表第Ⅳ①（第15条関係） 2019年度以降入学者

◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.8
1年次から2年次への進級に際して充足すべき基準	
共通到達度確認試験（※）において、法科大学院1年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得 ※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む	

2年次から3年次への進級に際して充足すべき基準
法科大学院が実施する到達度確認試験（※）において、法科大学院2年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得 ※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む

◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.8
-----------------------------	---------

2年次から3年次への進級に際して充足すべき基準
法科大学院が実施する到達度確認試験（※）において、法科大学院2年次を修了する者に求められる最低限の学力を認めるのに十分であるとして、法科大学院教務委員会が定める一定の得点以上の獲得 ※法科大学院がその判断により実施した場合の追試験・再試験を含む

GPAは、上智大学学則第55条による。

なお、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留年した当該年次において既に履修したD評価の必修科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていたD評価は除外して算出するものとする。ただし、再履修の際に新たに付与された評価がFであった場合は、従前付されていたD評価に基づき算出する。

また、確認試験要件を充足しなかった者が、留年した当該年次において既に履修したC又はD評価の科目を当人の希望により再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていた評価と再履修の際に新たに付与された評価のうち、より評点の高い評価に基づき算出する。

別表第Ⅳ②（第15条関係） 2018年度以前入学者

◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.6
-----------------------------	---------

◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準	各年次 1.6
-----------------------------	---------

GPAは、上智大学学則第55条による。

なお、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留年した当該年次において既に履修したD評価の必修科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていたD評価は除外して算出するものとする。ただし、再履修の際に新たに付与された評価がFであった場合は、従前付されていたD評価に基づき算出する。

別表第Ⅴ①（第8条関係） 2019年度入学者

	年次	科目
法学未修者	1年次	「法学実務基礎Ⅰ」（2単位）、「法学実務基礎Ⅱ」（1単位）及び法律基本科目の1年次及び2年次に 配当される選択必修科目のうち5単位まで
	2年次	
法学既修者	2年次	「行政法基礎」（2単位） 「エクスターンシップⅠ」（1単位） 「エクスターンシップⅡ」（1単位）

別表第Ⅴ②（第8条関係） 2018年度以前入学者

	年次	科目
法学未修者	1年次	法律基本科目の1年次及び2年次に配当される選択科目（8単位まで） 「エクスターンシップⅠ」（1単位） 「エクスターンシップⅡ」（1単位）
	2年次	
法学既修者	2年次	「行政法基礎」（2単位） 「エクスターンシップⅠ」（1単位） 「エクスターンシップⅡ」（1単位）